

巨大地震からあなたやご家族を守るため 住宅の耐震対策を実施しませんか

南海トラフ地震は、今後 30 年以内に 80% 程度の確率で発生し、綾川町では最大震度 6 強に達すると予測されています。

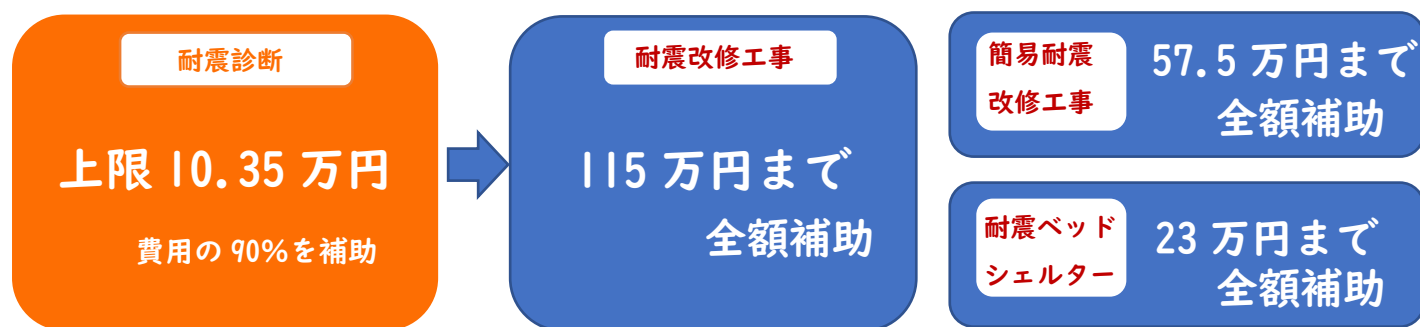
この制度は、そのような巨大地震から本町にお住まいの皆様の命や財産を守るため、町内にある住宅で昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準によって建てられた住宅を対象に、耐震診断・耐震改修工事等の費用の一部を補助する制度です。



◇ 耐震改修の補助を受けるには
事前に耐震診断を受けているこ
とが必要です！

出典：令和 6 年能登半島地震による木造建築物の被害調査報告（速報）【国土交通省国土技術政策総合研究所】

(<https://www.nilim.go.jp/lab/bbg/saigai/R5/notojishin05.pdf>) を加工して作成



※耐震診断の結果が 1.0 未満の場合、耐震改修工事等の補助制度が活用できます。



お問い合わせ先

綾川町役場 建設課

電話：087-876-5280

補助対象者

- 綾川町において自ら所有し、または所有者の承諾を得た方で町税等の滞納がない方

補助対象住宅

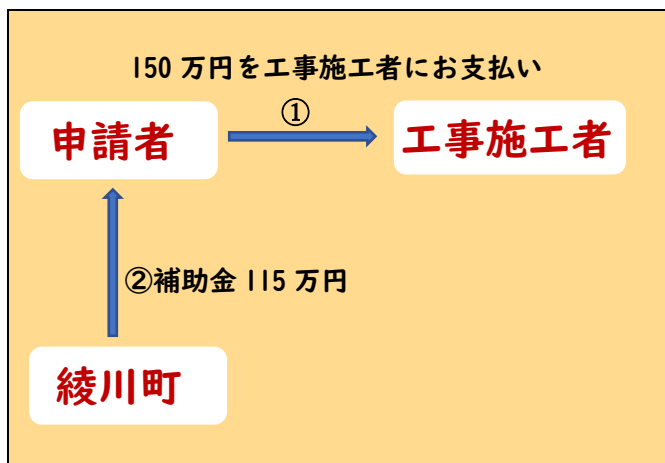
- 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建てまたは長屋建て住宅
- 併用住宅の場合は、住宅の用に供する部分が過半以上の住宅
- 耐震対策を行った後も主たる居住の場として利用する住宅
- 建築基準法の規定に基づく違反がないこと
- 枠組壁工法・丸太組工法および大臣の特別な認定を得た工法等は除きます

代理受領制度が使えます！

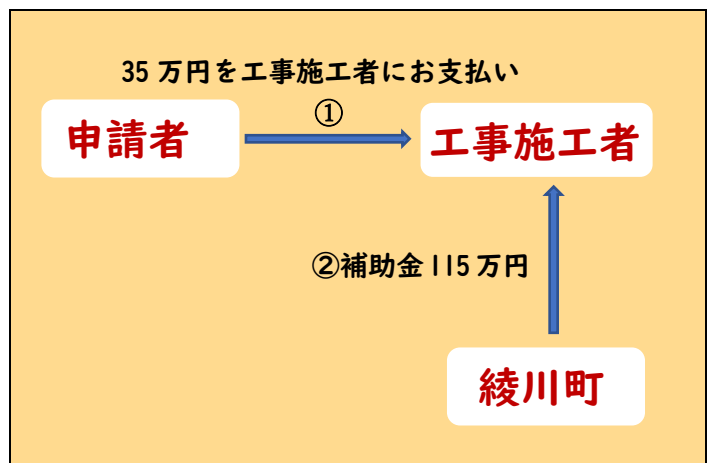
代理受領制度とは

代理受領制度は、申請者との契約により耐震診断や耐震改修工事等を実施した業者が、申請者の委任を受けて補助金の受領を代理で行う事ができる制度です。本制度の利用により、申請者は工事費等から補助金を差し引いた額のみ用意すればよく、支払い時の費用負担が軽減されます。

通常の場合



代理受領制度の場合



代理受領のイメージ（例 工事費が150万円、補助金が115万円の場合）